



特別区への事務移譲

自治省行政局長 佐久間

彊

首都制度改革のための方策について、この一・二年来、各方面で論議が行なわれていたが、地方制度調査会の答申も都制調査会の答申も、一致して、都から特別区への大幅な事務移譲をその最重要項目にあげ、世論もまた強くこれを支持するに至った。政府が、首都制度当面の改革を目的として今国会に提出した地方自治法等の一部改正法律案も、特別区への事務移譲をその主たる内容としている。

都から特別区へ大幅な事務移譲を行なうことは、特別区の側からみれば、宿願である自治権の拡充を実現することであり、都の側からみれば、身軽になって大規模な建設事業をはじめ、当面緊要な事務に専念しうる態勢をととのえることであって、いわば、一挙両得の結果になることなのである。従来は、特別区への事務移譲といえば、特別区はよこせ、都はやらぬで、双方の見解が対立しながなか実現がむづかしかつたものである。しかし、今回は、都区間の利害観が一致し、むしろ都の首脳部の方が積極的に推進して、事が順調に運んできたことは、よろこばしいことといわなければならぬ。

特別区の処理すべき事務については、現在地方自治法第二八一条第二項に一〇項目列挙されている。形の上からみると、改正案では、それが二項目にふえている。内容の上からみても、福祉事務所の設置、保健所の施設の管理、伝染病予防・結核予防等保健衛生に関する事務、清掃に関する事務、小規模な土地区画整理事業・市街地改築事業および防災建築街区造成事業、建築基準行政の一部等重要な行政事務が特別区に移譲されることになつていている。道路についても、従来は「主として当該特別区の区域内の交通の用に供する」ものに制限されていたが、改正案はその制限をとりはずし、現在の都道のうち相当部分が区道になることを予想している。

現行法では、特別区の処理できる事務は、前述の地方自治法第二八一条第二項に列挙された事務に限定され、そのほかは、特別区の存する区域においては、一般の市において処理すべきものとされている事務は、都が処理することとされている。その列挙されている事務は、小学校・中学校・公園・図書館・公民館・区道等の設置管理であつて、市の事務の中のごく一部分に過ぎない。いかえれ

ば、特別区の存する区域においては、都が、都の事務のほか、大部分の市の事務をも処理しているのである。今回の改正は、それを改めて、市が処理すべき事務は、原則的に特別区に処理させるという方針をとつたのである。

このように市の事務はできるだけ特別区に移譲するという方針をとつたが、もちろん市の事務をすべて移譲するというわけにはいかない。たとえば、水道・下水道・消防・高等学校等ふつうの市では処理できるもので特別区にはその権能が与えられないものもある。また、一応特別区の事務とされるものでも、必要によっては若干の権限が都に留保されることもある。

このように、一般的の市に比べてなお取扱上若干の相違が出てくるのは、本来個々の特別区ではなく、二三区全体が一つの大都市としての実体をもつてるので、事務処理にあたり、特別区の存する区域の全体にわたり統一的にかつ均衡を保つて実施されなければならない必要が大きいからである。しかし、この統一と均衡をあまりに強調しきると、いかなる事務も特別区へは移譲できないことになり、ひいては、特別区の自治的性の性格を否定する論に発展する。それでは、もちろんいけないのであって、一体的処理の必要が特に強いものだけを都に残し、他は特別区に移譲し、そのうえで、都に必要な調整権を認めればよい。今回の改正案の立案にあたっては、そのような考え方で、できるだけ思い切つて特別区に移譲する方針をとつたがだけを都に残してはとつたのである。したがって、単に一般的の市に處理すべき事務だけでなく、保健所法の政令市の事務や、さらに地方自治法の政令市（いわゆる五大市）の事務の中でも、若干のものは移

譲を検討するという態度で臨んだ。

この自治者の態度は、立案の過程において、相当に強い抵抗があった。そして原案の一部修正を余儀なくされた。たとえば、保健所は、施設の管理だけを特別区に移譲し、保健所そのものの設置は都に残ることになった。しかし、総体としてみれば、各方面の理解と協力をえて、おおむね当初の方針を貫くことができたのである。

しかも、つけ加えておきたいことは、特別区への事務移譲と並行して、特別区の財政面における自主性を強化するために、市町村民税個人分、電気ガス税、たばこ消費税等一固定資産税および市町村民税法人分を除く一市町村税を特別区税として、地方税法に明定することにしたのである。これによつて、特別区は、事務の上と税源の上とあいまつて、実質的な自治権の拡充をみるとことになるのである。

最後に私は、特別区の関係者にぜひ考えていただきたいことがある。それは、さきに述べたように、立案の過程において、特別区への事務移譲に対し、一部において強硬な抵抗があつたということである。

抵抗の理由は、これらの事務が特別区に移譲されば、その処理が区ごとに不統一かつ不均衡になつて都民が迷惑するということであつた。この点は、上述のようないくと特別区の関係からして、ある程度ほどの事務にも共通の問題である。そこで、それを特別区に移譲しても、不統一不均衡にならぬよう、立法上いろいろの配慮をしたのである。すなわち、第一は、都区協議会を設け、ここで都と特別区および特別区相互間の連絡調整を図ることにし、第二

は、都は、従来の調整条例のほか、特別区相互間の調整上事務処理基準を示したり、必要な助言や勧告ができることにしたのである。

反対論者は、そのような措置を講じても、なお統一と均衡の保持が確保されないとことであった。しかし、私は、ふつうの人口一〇万や二〇万程度の市が処理できる事務が特別区に処理できないはずはないと思う。つきつめると、反対論は特別区の能力への不信感に根ざしている。特別区へ移譲すると、区議会議員の介入により行政の公正が確保されなくなる心配があるという意見を、私は、ずいぶんと聞かされた。

私は、特別区の関係者の方々に、このような特別区不信心が根強くかつ相当広汎に存在しているという事實に、謙虚に反省を加え、区政運営上改善すべきはこの際思い切って改善の工夫をしてほしいと思う。特別区で処理する方が、住民の批判が適正に行なわれ、住民の意思がよりよく反映されて、都よりもゆきといたサービスが、実情に即して能率的にできるということを、実証していただきたいと思う。